

鳥取県肝炎ウイルス医療機関検診事業実施要領

第1 目的

県民の肝炎ウイルス検診の受診機会及び利便性を高め、肝炎ウイルスの感染を早期に発見し、早期治療を推進するため、医療機関における無料の肝炎ウイルス検診を実施する。

第2 実施主体

事業の実施主体は鳥取県とし、総合事務所において地区医師会と委託契約を締結することにより事業を実施するものとする。

ただし、検診区域が複数の総合事務所の管轄区域にまたがる公益財団法人鳥取県保健事業団、公益財団法人中国労働衛生協会鳥取検診所及び公益財団法人中国労働衛生協会米子検診所（以下「広域検診機関」という。）については、鳥取県福祉保健部において委託契約を締結するものとする。

第3 受診対象者

1 肝炎ウイルス医療機関検診（以下「検診」という。）を受診することができる者は、鳥取県内に在住する肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルスについては平成6年以降）を未受診の者で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 39歳以下の受診を希望する者
- (2) 40歳以上の受診を希望する者のうち次のいずれかに該当するもの
 - ① 健康保険組合及び政府管掌健康保険等が行う健康診査で肝炎ウイルス検査の受診が困難な者
 - ② 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき市町村が実施する肝炎ウイルス検査の受診が困難な者
 - ③ ウイルス感染の不安などにより速やかな受診を希望する者

2 ただし、前項にかかわらず鳥取県内に住所を有し、平成20年5月30日付医政発第053006号「微量採血のための穿刺器具（針の周辺部分がディスプレイブルタイプでないもの）の取扱いに係る周知徹底及び調査の実施について（依頼）」厚生労働省医政局長通知（同省医薬食品局長連名）に係る採血用穿刺器具の不適切な取扱いによるウイルス感染の不安を感じ、検診を受けることを希望する者であって、採血用穿刺器具の不適切な取扱い後に肝炎ウイルス検診を受診していない者についても受診対象者とする。

第4 検診医療機関

この検診を実施する医療機関（以下「検診医療機関」という。）は、鳥取県健康対策協議会肝臓がん健診対策専門委員会が決定した「鳥取県肝臓がん検診精密検査医療機関」（以下「肝臓がん精検医療機関」という。）のうち、地区医師会に対して本検診事業への協力を申し出た医療機関及び広域検診機関とする。

第5 受診の手続き

(1) 受診の申込み

検診を受診しようとする者（以下「受診希望者」という。）は、検診医療機関に対して「鳥取県肝炎ウイルス医療機関検診申込（問診）書」（別紙様式1）（以下「受診申込書」という。）により受診を申し込むものとする。

なお、受診希望者は、肝炎ウイルス検査対象者管理及び陽性者への定期検査勧奨等に活用するため、受診情報を当該受診希望者の居住する市町村へ提供することについて同意のした者とする。

(2) 受診対象者の確認等

検診医療機関は、第3の受診対象者の確認を行うため、(1)により受診を申し込んだ者から提出された受診申込書の記載事項を元に受診対象者であることを確認するとともに、受診対象者であると確認された者に対し、肝炎ウイルス検査を実施できるものとする。

なお、受診の必要が認められないときには、その旨を説明するものとする。

(3) 結果通知に関する説明

検診医療機関は、検体の採取後、「肝炎ウイルス検診結果のお知らせについて」(別紙様式2)に検査結果を説明する日時を記載の上、これを受診者に引き渡すとともに、当該日時に来院する旨を説明する。ただし、当該受診者が郵送による結果通知を希望した者(以下「郵送受診者」という。)である場合は、この限りではない。

第6 検診の内容

この検診の内容は次のとおりとする。

- (1) 問診
- (2) 肝炎ウイルス検査 (B型及びC型、B型のみ、C型のみ)
- (3) 結果通知及び指導

第7 検査項目

肝炎ウイルス検診の検査項目はC型肝炎ウイルス検査及びHBs抗原検査とする。

(1) HCV抗体検査

HCV抗体検査として対外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること。

(2) HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により中力価又は低力価とされた検体に対して行うこと。また、核酸増幅検査は、定性的な判断のできる検査方法を用いること。

(3) HBs抗原検査

凝集法等による定性又は定量的な判断のできる検査方法を用いること。

第8 肝炎ウイルス検査の結果の判定 (別紙「肝炎ウイルス検査の流れ」参照)

(1) HCV抗体検査

① HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定

② HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価又は低力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うこと。

③ 陰性

検査結果がスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定

(2) HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力価又は低力価とされた検体に対して、核酸増幅検査を行い、HCV-RNAの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定

(3) HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定

第9 検査結果の通知及び指導

(1) 面接による結果の通知

検診医療機関は、検査結果について「肝炎ウイルス検診結果通知書」(別紙様式3)

(以下「結果通知書」という。)を作成し、受診者に速やかに通知するとともに、別紙「肝炎ウイルス検査の流れ」を参考とし、説明及び指導を行うものとする。

C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者及びHBs抗原検査において「陽性」と判定された者については、速やかに精密検査を受診するよう勧奨する。

当該医療機関において精密検査を実施した場合は、精密検査結果報告書(別紙様式4)を作成し、管轄する総合事務所長(以下「医療機関管轄事務所長」という。)に報告するものとする。なお、医療機関管轄事務所長は、当該精密検査の受診者が当該総合事務所が管轄する市町村の居住者でない場合は、当該受診者の居住する市町村を管轄する総合事務所長(以下「居住地管轄事務所長」という。)又は鳥取市保健所長へ精密検査報告書を送付するものとする。

当該医療機関において精密検査を実施しない場合は、肝臓精密検査紹介状(別紙様式5。以下「紹介状」という。)を作成し、肝臓がん精検医療機関において速やかに精密検査を受診するよう勧奨する。

また、紹介状により精密検査を実施した肝臓がん精検医療機関は、本紹介状に精密検査の結果を記入し、居住地管轄事務所長に結果報告するものとする。

(2) 郵送による結果の通知

郵送受診者に対し結果通知を行うに当たっては、結果通知書を作成し、別紙「肝炎ウイルス検査の流れ」を添付の上、受診者に送付するものとする。

第10 実績報告

検診医療機関は、当該月に実施した検診結果について受診申込書に記入の上、当該月の翌月10日までに医療機関管轄事務所長(広域検診機関にあっては、鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課長(以下「健康政策課長」という。))に報告するものとする。

総合事務所長及び健康政策課長は、検診医療機関から報告のあった上記の検診結果を「肝炎ウイルス医療機関検診結果名簿」(別紙様式6。以下「検診名簿」という。)によりとりまとめ、報告のあった月の月末までに、居住地管轄事務所長又は鳥取市保健所長に報告するものとする。

居住地管轄事務所長は当該報告を四半期毎に取りまとめ、別紙様式7により各四半期の翌月15日までに健康政策課長に報告するものとする。

第11 精密検査の受診状況の管理

居住地管轄事務所長は、次により検査結果の通知後の状況について、適切に管理を行うものとする。(第12(2)の健康政策課長から報告のあった受診者を含む。)

- (1) 第9による紹介状及び精検結果報告書の返送状況により、検査結果が陽性であった受診者の精密検査の受診状況の把握に努める。
- (2) 精密検査の未受診者に対し、電話、文書等により受診を勧奨する。

第12 市町村への情報提供

居住地管轄事務所長は、市町村が実施する肝炎ウイルス検査の受診対象者の把握及び肝炎ウイルス陽性者事後管理のため、次のとおり受診者が居住する市町村へ検査情報の提供を行うものとする。

(1) 肝炎ウイルス検診受診情報の提供

検診医療機関等から報告のあった検診結果を検診名簿によりとりまとめ、概ね事業年度四半期ごとに当該受診者が居住する市町村に提供するものとする。

(2) 精密検査結果の提供

第9により報告のあった紹介状及び精検結果報告書の写しを当該精密検査受診者の居住する市町村に提供するものとする。

第13 秘密の保持

本事業の実施にあたり、関係者は秘密の保持に関して次のとおり留意するものとする。

- (1) 相談者、受診者等のプライバシーの保護に最大限の配慮を払うこと。
- (2) 本事業により知り得た秘密を本事業の目的以外に使用しないこと。
- (3) 関係書類の保管は厳重に行うこと。

附 則

この要領は、平成20年4月12日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年6月10日から施行し、同月以降に実施する検診より適用する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年3月19日から施行し、平成25年度の検診から適用する。

附 則

この改正は、平成25年7月24日から施行し、平成25年7月29日以降の検診から適用する。

附 則

この改正は、平成26年3月25日から施行し、平成26年度の検診から適用する。ただし、この改正の施行後であっても、平成25年度の検診によるものについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。